

平成 27 年 12 月 1 日

北海道総務部長 殿  
埼玉県県土整備部長 殿  
神奈川県県土整備局河川下水道部長 殿  
岐阜県県土整備部長 殿  
静岡県交通基盤部長 殿  
愛知県建設部長 殿  
京都府建設交通部長 殿  
大阪府都市整備部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長

水防団の所掌事務等について（通知）

この度、水防団の所掌事務等に関し岐阜市から要望のあった件（詳細は別紙 1 のとおり。）について、従前の考え方に変更はありませんが、下記のとおり整理しましたので通知します。

また、対応に当たっては、あらかじめ関係機関等と十分に協議されるようお願いいたします。

なお、本件については貴管内関係水防管理団体に周知方取り計らわれるようお願いいたします。

記

現在の水防団員が水防事務を行いつつ、大規模災害時における「救助に関する業務」（消防力の整備指針（平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号）第 36 条第 3 号）等の一部の消防事務を新たに担いたいという要望については、以下により対応可能である。

1. 現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」（消防力の整備指針第 36 条第 3 号）等の一部の消防事務とする方法。
2. 水防団員として活動する者が、消防団員の身分も併せて有し、消防団員として、大規模災害時において「救助に関する業務」等の一部の消防事務を行う方法。

なお、上記 1、2 のいずれの場合においても、公務災害補償は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条第 1 項の規定が適用される。

## 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	163	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大				
提案団体	岐阜市				
制度の所管・関係府省	総務省、国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。

そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと。)、第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。

今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。

【制度改正(案)】

そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。

水防法その他水防事務に係る関連法規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。

その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。

## 根拠法令等

水防法第1条、5条、第6条2項  
災害対策基本法第84条

## 各府省からの第1次回答

消防団は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」(消防組織法第1条)を職務としており、水防の任務も有している。

他方、水防団は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持すること」(水防法第1条)を職務としており、消防事務のうちの水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事務に特化した組織となっている。

したがって、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり、適切でない。

また、水防団を市の条例等を改正することにより消防組織法上の組織として位置付ければ、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等の限定された消防事務を担う組織とすることは可能であり、現行法で対応できる。

なお、この場合、公務災害補償は消防組織法により受けることができる。

上記のことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

専任水防団の必要性については、本提案で説明したとおりである。

水防事務を担う人材・組織を確保しなければならない中、水防事務のみを行うことを条件とすることで、何とか水防団への入団者を確保しているのが現状である。そのため、消防業務を兼任させることが難しいことを理解されたい。

貴省の1次回答では、「水防団を市の条例等により消防組織法上の組織として位置付ける」ことを提案される。

しかし、大規模災害時において救助に関する業務を行うとしても、日常業務として水防業務のみを行うのであれば、組織の性格上、水防法上の水防団として位置付けられるべきものであると考える。むしろ、組織の位置付けのような水防団の根幹となる部分ではなく、所掌事務の一部を追加することを求めるものである。

かかる理由により条例によって水防団を消防組織法上の組織として位置付けることは、地方自治法第14条の規定に反し不可能ではないかと考えるが、仮に可能であるとすれば、その根拠とともに通達等で示されたい。

### <新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

#### 岐阜県

水防団の任務の拡大については、水防法の目的に関わるため、当団体としても国に対して要望を行っているところである。(国は、「水防法の目的から、水防に係るもの以外の任務を追加する制度改正は困難である。水防の範囲に含まれる任務の拡大については、引き続き検討する。」との見解である。なお、現行制度上、消防団が水防を兼任し、消防団として水防活動を行うことも可能との助言があった。)

当団体の専任水防団員数は、岐阜市を含めて2,345人(H25.4.1現在)で、大阪府、静岡県に次ぐ全国第3位の規模となっているが、公務の対象となる任務が限定されていることは、水防団員の確保対策としても課題となっている。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

一次回答でも述べたとおり、水防団は、消防事務のうちの水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事務に特化した組織であり、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり適切でない。

貴市の提案については、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等の一部の消防事務とすることにより解決を図ることが考えられる。

(消防組織法第1条において消防の任務には水防が含まれること、水防法第5条第3項において消防機関が水防の任務を行うことが規定されていることから、消防団員たる機能別団員が水防事務を行うことは消防組織法及び水防法には違反しないと考えられる。)

この他、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動することも考えられる。

上記の方法であれば、現在の水防団員が、水防事務を行いつつ、大規模災害時における「救助に関する業務」等の一部の消防事務を新たに担うことが可能である。

このことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。

(参考)

「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）」

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第 24 条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 （省略）

「消防力の整備方針（平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号）」

第 36 条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

一 （省略）

二 （省略）

三 救助に関する業務

四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務

五～八 （省略）